

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年 5月15日

令和2年 8月17日改訂

令和2年 9月 4日改訂

令和2年12月 8日改訂

令和3年 3月29日改訂

1 各校での対応

(1) 基本的な感染症対策

【健康観察の徹底】

① 児童生徒の健康状態の把握

ア 発熱等の風邪症状がある場合

児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。なお、症状が回復し、児童生徒が登校する場合は、特に数日間、当該児童生徒の在校時に体温や咳、喉の痛み等の健康状態を丁寧に把握する。

イ 登校時の健康状態の把握

登校時の健康状態については、家庭において、毎朝体温や健康状態を確認することとしており、学校では、児童生徒から①毎朝の体温、②発熱等の風邪症状の有無、③同居家族の発熱の有無の3点について、始業前に報告させるよう徹底する。

報告にあたっては、「Google クラスルーム」等のアプリや「健康観察カード」などを活用する。

週休日及び祝日における健康状態については、休み明けに確認する。また、週休日及び祝日や長期休業中に部活動や学校行事を行う場合には、当日、顧問や引率教員が健康状態を確認する。

ウ 家庭で体温や健康状態を把握していない児童生徒については、登校時に教職員が検温及び健康観察を行う。

エ 登校時に発熱等の風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。

必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

② 教職員の日頃の健康状態の把握と感染症対策の徹底

ア 始業前の朝の打ち合わせ等において、その日の教職員の検温結果及び健康状態について管理職が確認する。

- ・ 朝の打ち合わせ等がない場合には、学年・分掌の主任等で教職員の検温結果及び健康状態について確認し、管理職に報告させる。
- ・ 週休日及び祝日の健康状態についても、次回の出勤時に管理職が確認する。
- ・ 非常勤職員については、出勤時に管理職に報告させる。

イ 発熱等の風邪症状があり、自宅で休養していた教職員が回復して出勤する場合には、基本的な感染症対策とともに、昼休みなどでの定期的な検温や咳、喉の痛みなどの症状の有無などを出勤後数日間、管理職が丁寧に健康観察を行う。

ウ 教職員及び同居家族が感染者、濃厚接触者若しくはPCR検査を受けることとなった場合は、ただちに管理職への報告を徹底するとともに、すみやかに、県立

高等学校においては高校教育課に、県立特別支援学校においては特別支援教育課に報告する。情報は福利・給与課、教職員課及び保健体育課にも共有する。教職員に感染が判明した場合は、消毒の必要な箇所や濃厚接触者等について保健所に相談するとともに、県教育委員会と協議する。児童生徒に感染が判明した場合も同様の対応とする。

【手洗い】

登校時等外から教室に入る時、昼食前後、トイレの後、共用の教材等の使用前後など、こまめな手洗いを指導する。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。

これらの取組は、児童生徒のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにする。

【マスクの着用・咳エチケット】

- ① 児童生徒及び教職員は、身体的距離（1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取る）が十分とれないときはマスクを着用する。
- ② 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- ③ 児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。
- ④ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。体育の授業におけるマスクの着用については「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（文部科学省 令和2年5月21日事務連絡）」を踏まえた対応とする。
- ⑤ フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意し、例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合で、フェイスシールドやマウスシールドを活用する際には、身体的距離をとりながら行う。
- ⑥ 咳エチケット（感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）を徹底する。

【抵抗力を高める】

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

【換気などを効果的に行う】

- ① 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。常時換気の場合には、廊下側と窓側を対角に開け、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度

を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も行う。また、廊下の窓も開けるようにする。

- ② エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は行う。
- ③ 学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。換気設備の換気能力を確認し、必要に応じて、窓開け等による自然換気と併用する。なお、効率的な換気が行えないような汚れがある場合には、換気扇のファン等の清掃を行う。
- ④ 特別支援学校においては、体温調節の難しい児童生徒に配慮した急激な温度変化への留意と換気の徹底を行う。

(2) 日常の清掃・消毒における対策

- ① 使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。机、椅子についても、通常は特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。トイレや洗面所についても、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、通常は特別な消毒作業の必要はない。
- ② 大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ③ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ④ 清掃活動は、学校内の環境衛生を保つうえで重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをしたうえで行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うよう指導する。

(3) 各教科等の指導における対策

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる。これらについては、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施する。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ④ 美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ⑤ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(4) 学校行事における対策

- ① 学校行事を実施する際には、まず、目的に鑑み、実施の必要性について十分に検討する。
- ② 集会を実施する場合、放送やオンラインを活用して教室で実施することを検討する。
- ③ 体育館のような広く天井の高い部屋や、エアコンを使用している部屋であっても、換気に努める。
- ④ 接触感染を防ぐために、体育館等への入場前後に児童生徒や教職員は、手洗いや手指の消毒を行う。
- ⑤ 行事等の内容を精選し、時間の短縮を図る。
- ⑥ 会話は最小限に控え、可能な限り対面での会話を避ける。
- ⑦ 大声での発声、歌唱や声援などは行わないようにする。
- ⑧ 共用の机、パイプ椅子等を並べて使用する場合は、使用前後に手洗いを行うよう指導する。
- ⑨ 学校行事に外部からの来場者がある場合、入口で検温を行うとともに、連絡できるように連絡先を把握することなどを行う。把握した情報の管理を徹底する。
- ⑩ 修学旅行については、児童生徒や保護者に安心できるものとなるよう、旅行業者や PTA 役員等と連携し、感染症対策を徹底するとともに、保護者説明会などをおして安全面に関する対応について丁寧に説明する。また、一般社団法人日本旅行業協会が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（令和3年1月29日、第4版）」等を参考にしつつ、旅行業者等と連携して、それぞれの実情に応じて対応する。なお、必要に応じて、高等学校は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育課と相談する。
- ⑪ 海外への修学旅行や研修旅行については、行先の感染症危険レベルが「レベル2（不要不急の渡航は止めてください）」（外務省）以上の場合、オンラインでの交流に切り替える等の見直しを行う。

(5) 給食等の食事をする際の対応

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

また、児童生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底する。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えることなどについて指導する。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても、児童生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫する。食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

(6) 特別支援学校における対応

特別支援学校では、文部科学省「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（令和2年6月19日）」を参考に、児童生徒の障がいの種類や程度、学校の実情に応じて感染防止対策を講ずる。地域の感染状況によっては、令和2年7月31日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について（通知）」の別紙3「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づいた対応をとる。

2 登下校時の対策

(1) 登下校に係る留意事項

- ① 公共交通機関を利用する際、大声でしゃべらない、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用するよう指導する。
- ② 近鉄主要駅や本数の少ない支線を利用する学校においては、感染拡大の状況によっては、学校間で始業時刻を調整するなど、登下校時間帯を分散させる。
- ③ 登下校時のバスで3密の状況が生じる可能性のある学校には、臨時バスを増便して対応する。

(2) 特別支援学校におけるスクールバス利用時における留意事項

通常の感染防止対策に加えて、児童生徒の安全確保のため個別に必要な配慮や添乗する職員の感染症対策への一層の留意が必要なことから以下の点に留意する。

- ① 乗車前に健康観察表を確認したり、数日前に発熱等の症状や体調不良がみられた児童生徒の検温を行うなどの健康観察を行う。体調の優れない児童生徒は乗車を見合わせる。
- ② 乗車前に手指消毒を行いマスクの着用を確認する。
- ③ 児童生徒が触れる箇所を限定したりするため、座席を指定席にし、可能であれば座席の間隔を開けて座らせる。
- ④ 添乗する職員も乗車前に検温等の健康確認、手指消毒、マスクの着用を行う。
- ⑤ 添乗する職員は介助毎に手指消毒を行う。
- ⑥ 走行中においても、特に低学年や知的障がいのある児童生徒の安全に配慮するとともに気候に留意し、可能な場合は窓を開けて換気を行う。
学校では、登校時のバス到着後から下校時のバス発車までの間は、窓を開け、換気を行う。
- ⑦ 保護者等が一定の場所で待機する場合、密集しないよう距離を保ちながら待機するよう要請する。
- ⑧ 下校時には、スクールバスまでの昇降口の周辺が密集しないよう、児童生徒が教室を出る時刻をずらすなどの工夫を行う。
- ⑨ 保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎ等で時間がかかる場合には、密集を避けるため、玄関外やホール等の別の広い場所に移動して行う。

- ⑩ 登校中や登校後に体調不良になった児童生徒を保護者が迎えに来るまでの対応者、待機教室、使用するトイレ、下校までの動線等を予め決めておく。

3 学校において感染者等が発生した場合の対応

- (1) 児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合の対応

① 教職員からの報告の徹底と教育委員会への報告

児童生徒や教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合は、各保健所からは児童生徒の保護者や教職員に対して学校に報告するよう指示がある。これを受けて、保護者や教職員から報告があることから、各学校において以下のように対応する。

- ・ 校長は、教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合は、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、報告があった場合は、速やかに高等学校は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育課に報告し、「職員等の新型コロナウイルス感染症に係る報告について」を提出する。また、教職員の同居家族が感染者、濃厚接触者若しくは PCR 検査を受けることとなった場合も、同様に対応する。
- ・ 児童生徒が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合についても、速やかに高校教育課（特別支援教育課）に報告する。また、PCR 検査の結果について、速やかに高校教育課（特別支援教育課）に報告する。

② 児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合の対応

- ・ 児童生徒または教職員の感染が確認された場合は、臨時休業の実施、児童生徒及び保護者への連絡、児童生徒への指導、報道提供等を迅速に行う必要があることから、児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合には、あらかじめ対応について高校教育課（特別支援教育課）と協議するとともに、学校内での児童生徒または教職員の行動履歴を確認し、活動した範囲を記録する。
- ・ 濃厚接触者として特定された児童生徒は、陰性であっても、保健所から居宅から外出しないことなど感染防止に必要な協力を求められた期間（2週間）は自宅待機させ、その間、出席停止とする。
- ・ 濃厚接触者として特定された教職員は、陰性であっても、保健所から居宅から外出しないことなど感染防止に必要な協力を求められた期間（2週間）、特別休暇の取得や在宅勤務の実施等により出勤させない扱いとする。

③ 児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合の対応

- ・ 児童生徒や教職員に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じて対応する。
- ・ 学校で児童生徒に発熱等の風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状が回復するまで自宅で休養するよう指導する。児童生徒が低年齢や自ら帰宅することが困難な場合は、保護者に迎えを依頼する。その際、児童生徒が帰宅するまでの間は、他の児童生徒と接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなど配慮する。自宅での休養に要した期間は出席停止とし、児童生徒が回復して登校する場合は、当該児童生徒の登

校前の検温等の基本的な感染症対策とともに、登校後数日間は在校時に体温や咳、喉の痛み等の健康状態を丁寧に把握する。

・ 学校で教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合には、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、特別休暇の取得や在宅勤務の実施により、症状が回復するまで自宅待機するよう指導する。教職員が回復して出勤する場合は、出勤前の検温等の基本的な感染症対策とともに、出勤後数日間、昼休みなどでの定期的な検温や咳、喉の痛み等の症状の有無の把握など、管理職が丁寧に健康観察を行う。

(2) 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校の対応

① 教育委員会等への報告

校長は、保健所や保護者からの連絡により児童生徒または教職員の感染が判明した場合、保健所や保護者から報告のあった内容や感染者の学校内での活動状況を高校教育課（特別支援教育課）に速やかに報告する。また、学校医、薬剤師に感染者が発生したことを報告し、必要に応じて健康観察や出席停止、消毒等への助言を受ける。

② 感染者への対応

校長は、児童生徒または教職員の感染が確認された場合、感染が確認された児童生徒を学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止、教職員については、特別休暇等の取得により出勤させない扱いとする。期間については保健所または医療機関の指示をふまえ決定する。

③ 臨時休業の実施

児童生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者の範囲の特定に必要な日数等、保健所からの助言を踏まえ、臨時休業の実施の有無と実施する場合の期間を、当該校と協議のうえ、県教育委員会が決定する。濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合（他の児童生徒や教職員と接触していない場合）においては臨時休業を実施しないこともある。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その範囲に応じて、学級単位、学年単位、学部単位又は学校全体を臨時休業とする場合もある。

臨時休業の期間は、部活動や補習などの課外活動についても中止する。ただし、進路に関わる試験や部活動の大会など特に活動を中止することが難しいものについては、参加する児童生徒や教職員が濃厚接触者や接触者でないことが確認された場合に、保健所と相談のうえ、教育委員会と協議して参加について決定する。長期休業中に児童生徒または教職員の感染が確認された場合についても、同様とする。

④ 児童生徒及び保護者への連絡

全校児童生徒及び保護者に対して感染者が発生したこと、その状況（他の児童生徒や保護者の不安を解消するため、児童生徒は学年や部活動、教職員は担当学年・部活動等について連絡することも考えていますが、具体的な内容は当該校と協議します）、臨時休業の期間、学校における消毒等の感染防止対策を実施すること、休業中の学習方法、不要不急の外出を控えること、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮について連絡する。なお、感染者の状況を説明する際には、感染者の意向を確認し対応することとし、特に児童生徒が感染した場合には、保護者の意向も確認したうえで必要な配慮を行うこととする。

⑤ 児童生徒または教職員の感染が判明した場合の学校名の公表

- ・ 県の新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染者情報について、「個人情報に配慮したうえで、県民の不安解消、感染症に備えるために必要なリスク情報は積極的に公表していく。」こととされていることをふまえ、県教育委員会では、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部における発表（居住市町名、10代等の年齢、性別等）とあわせて、感染者が確認された学校名を公表する。このため、校長は、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、当該児童生徒と保護者、PTA役員に学校名を公表することについて事前に説明する。
- ・ 学校で感染者または濃厚接触者が確認された際には、差別やいじめにつながらないように、学校全体で感染者の人権に配慮しつつ、正確な情報を児童生徒に伝えるとともに、感染症に対する正しい知識や人権への配慮等について一層の指導を行う。
- ・ 県教育委員会では、感染者が確認された学校について、ネットパトロールによる検索を強化し、児童生徒や学校にかかわる書き込みを確認した場合は迅速に当該校に共有する。

⑥ 消毒の実施

学校は、保健所及び学校薬剤師等と相談して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。状況によって、消毒を業者に委託して実施する場合は、高校教育課（特別支援教育課）に相談する。

⑦ 濃厚接触者の特定、感染者の行動履歴の把握

保健所による感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定にかかる調査がなされることから、これに協力し、特に学校内での児童生徒または教職員の行動履歴・範囲について、本人や他の教職員とともに把握を行う。

なお、行動履歴については、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は症状が現れた日の2日前から、症状がない場合は検体を採取した日の2日前から、入院あるいは自宅等に待機を開始したまでの間（感染可能期間）について、学校内での活動範囲や接触者を把握し、記録する。

⑧ 学校で濃厚接触があった場合の対応

感染した児童生徒または教職員との濃厚接触者として特定された児童生徒・教職員がいる場合は、当該児童生徒を感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間出席停止とし、教職員は保健所から居宅から外出しないことなど感染の防止に必要な協力を求められた期間（2週間）特別休暇の取得や在宅勤務の実施等により出勤させない扱いとする。

その際、濃厚接触者数や接触状況により休業期間の延長や消毒などの対応が必要かどうかについて保健所と相談するとともに、高校教育課（特別支援教育課）に相談する。

⑨ 感染が不安で登校を控えた児童生徒への対応

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことがで

きない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能とする。

⑩ 感染者や濃厚接触者として特定された児童生徒、感染不安により登校を控えた児童生徒等への対応

電話等により本人及び保護者と連絡を密にとり、児童生徒の状況を把握し、教職員間で適切に共有する。また、状況に応じて可能な限り、オンライン授業の実施や課題の配信、学習課題の提供等により、児童生徒の学習を支援する。

(3) 児童生徒または教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

① 児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

- ・ 保護者に対して、児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合には、学校に連絡すること及び同居家族の陰性が確認されるまで当該児童生徒は自宅で待機することを依頼する。
- ・ 当該児童生徒が陽性となった場合には、関係する学年・学部や部活動の児童生徒が濃厚接触者となり、授業や修学旅行等の学校行事、進路に関わる試験、部活動の大会などに影響が出ることがあり、またその結果、当該児童生徒に心理面で負担がかかる可能性があることを保護者に丁寧に説明し、理解を得るようにする。
- ・ 児童生徒が自宅で待機することとなった際の出席の取扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として出席停止とする。

② 教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

- ・ 教職員の同居家族が濃厚接触者となった場合には、ただちに管理職に報告することを徹底するとともに、特別休暇の取得や在宅勤務の実施により、同居家族の陰性が確認されるまで自宅待機するよう指導する。

4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒への対応

令和2年12月3日付文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本としつつ、学校において医療的ケアを実施する際は、以下の事項について留意する。

(1) 登校の判断

- ・ 保護者から登校の可否に係る健康状態等を確認するとともに、必要に応じて、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談のうえ、個別に登校の判断をする。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒（医療的ケア児）の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制などを学校医・医療的ケア指導医に相談する。

(2) 医療的ケアの実施にあたっての注意事項

- ・ 「1ケア1手洗いまたは手指消毒」、「ケア前後の手洗いまたは手指消毒」を基本とするとともに使い捨てゴム手袋の使用を徹底する。
- ・ 医療的ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたはアルコールを含んだ手指消毒薬による手指消毒を実施する。

- ・ 医療的ケアの開始時に、手洗いまたは手指消毒をした後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意する。また、医療的ケアの終了後に、手洗いまたは手指消毒をする前に、自身の顔（目・鼻・口）や髪などを触らないように注意する。
- ・ 給食前に、給食の介助を行う教職員及び児童生徒に対し、液体石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させる。
- ・ 児童生徒と長時間密接しすぎないように、安全に配慮しつつ適切な距離を保つことを意識したケアに取り組む。
- ・ 吸引器、加湿器、カート等共用する物品の消毒を徹底する。
- ・ 本人の体調観察を行い、体調不良、発熱等の早期発見、早期対応を行う。

5 特別支援学校における給食に係る対応

配膳や食事の際の感染リスクを低減するための指導を行うとともに、補助や介助を行う教職員自身の感染防止に十分留意する。

（１）配膳

- ・ 可能な限り配膳を予め教職員が行い、児童生徒が配膳を行う場合は、教職員が配膳係の児童生徒の手洗いやマスク着用を確認する。
- ・ 配膳、給食前に、給食の介助を行う教職員及び当該児童生徒に対し、石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させる。
- ・ 食堂（ランチルーム）で配膳台に並ぶ際や下膳の際に、間隔を空けて並ぶよう指導する。

（２）食事中

- ・ 教職員が補助や介助を行う際には、マスクの着用や手指の洗浄、使い捨て手袋等による衛生管理を徹底する。
- ・ 食事前の正しい手洗いを徹底する。
- ・ 学年や学部等で時間差を設けた喫食を実施する。
- ・ 食堂（ランチルーム）に加え、普通教室や空き教室等を活用するとともに、食事場所の換気を徹底する。
- ・ 教職員や児童生徒同士が机を向かい合わせにしない座席の工夫に取り組む。
- ・ むせやせき込みのある児童生徒が他の児童生徒等と対面にならないよう配席する。
- ・ 食事中の会話を控えるよう指導する。
- ・ 配膳後すぐに食べない食事にはラップをかけておく。

（３）食事介助・歯磨き

- ・ 介助する内容によっては、マスクに加えフェイスシールド等により、口、鼻、目を覆う。
- ・ 食事や歯磨きの介助は可能な限り側面から行う。
- ・ 介助を交代する場合は、その都度手洗いまたは、手指消毒を行う。

6 海外から帰国・再入国した児童生徒への対応

政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている児童生徒は、当該待機の期間を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校を認めるものとする。

7 県外出身生徒が帰省・来県する際の対応

(1) 帰省するとき

- ① 帰省先の感染状況や移動に関する方針等について確認し、生徒に伝える。
- ② 生徒が保護者とともに話し合った帰省の時期や方法、期間について聞き取り、往復、帰省先での生活も含めて、感染防止に努めるよう指導する。

(2) 来県するとき

- ① 来県する3日前から、家庭において、毎朝の体温、発熱等の風邪症状の有無、同居家族の発熱の有無の3点について確認させ、来県する前に電話やメール等で担任に報告させる。
- ② 本人に発熱等の風邪症状がある場合には、帰省先で休養させる。
- ③ 帰省先の感染状況を踏まえて必要な感染症対策を徹底させ、移動するように指導する。

(3) 来県後

他の生徒と同様に、毎朝の検温や発熱等の風邪症状の健康状況を登校時に確認することに加えて、在校時の体調について、担任や部活動の顧問が確認する。

8 感染者や濃厚接触者、医療従事者等への偏見や差別、不確かな情報やデマへの対応

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、次のことに取り組む。

- (1) 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではないことを踏まえ、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害や誹謗中傷等は断じて許されないことを指導する。

(参考)○人権学習指導資料「なくそう！ 新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」(三重県教育委員会、令和2年5月発行)

○人権学習指導資料「考えよう！ 新型コロナウイルスに感染したときのこと」(三重県教育委員会、令和2年9月発行)

- (2) SNS等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育を徹底する。

9 児童生徒一人ひとりに寄り添った対応

- (1) 教職員は、新型コロナウイルス感染症に関して、様々な状況や不安、悩みを抱えている児童生徒がいることを認識し、日々の指導や教育活動を行う。
- (2) 臨時休業、感染者、濃厚接触者となり登校を控え、その後登校した児童生徒については、学習や友人関係等について不安を抱えることが想定されることから、担任を中心に養護教諭等と連携し、ホームルームや休み時間等に丁寧な観察や見守りを行うとともに、専門的支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等とも連携し、一人ひとりに寄り添った対応をする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、学習を継続する支援として、高校生等奨学給付金、高等学校等修学奨学金、特別支援教育就学奨励費など、必要な情報を提供し、適切に対応する。

10 部活動

(1) 感染予防対策

- ① 部活動の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を確認し、発熱等の風邪症状がある場合は部活動の参加を見合わせるよう指導する。週休日及び祝日や長期休業中に部活動を行う場合は、当日、顧問や引率教員が健康状態を確認する。
- ② 顧問や部活動指導員は、生徒の健康・安全の確保のため、活動内容ができる限り感染リスクが低くなるよう指導する。
- ③ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意する。
- ④ 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- ⑤ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ⑥ 手や汗を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しない。
- ⑦ 活動時を含め水分補給の際に回し飲みはしない。
- ⑧ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。また、食事の際の感染症対策や食事後はマスクを着用することを徹底する。
- ⑨ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教職員の感染拡大を防止するための対策を講じる。
- ⑩ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教職員のみで行うのではなく、学校としての責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。

(2) 県内外での宿泊を伴う活動や学校外での活動

県内外での宿泊を伴う活動や学校外での活動については、地域の感染状況を確認したうえで、活動する地域や時期の変更も検討し、慎重に判断すること。実施する場合には、以下に例示する感染予防対策を徹底するとともに、中央競技団体が示したガイドラインを遵守すること。

(感染予防対策)

- ① 活動前から参加者の体温・発熱等の風邪症状の有無を把握し、参加できる状態を確認する。
- ② 合宿や遠征期間中は、起床後、就寝前に必ず検温等の健康チェックを行い、生徒の体調管理の徹底を図る。
- ③ 活動場所までの移動については、マスクを着用するとともに、不特定多数の人との密集は徹底して避けるため、混雑した時間帯を避け、ゆとりを持った行程とする。また、乗車時には会話は極力控える。
- ④ 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち（1日1枚）として、共用しない。
- ⑤ 活動時を含め水分補給の際に回し飲みはしない。
- ⑥ 食事はビュッフェ形式や複数での鍋料理を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を宿舎等に依頼する。
- ⑦ 入浴では生徒同士が密集しないように計画的に行い、入浴中は対人距離を確保するとともに、浴室、浴槽内における会話は控える。
- ⑧ 宿泊する部屋では、周囲と十分に距離が保てるよう、一部屋あたりの人数について配慮し、一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気する。
- ⑨ 免疫力を高めるため「十分な睡眠」をとり、翌日に疲労を残さない。
- ⑩ 発熱等のかぜ症状など体調不良が発生した場合には、すぐに対応できるよう医療機関と連携しておく。
- ⑪ 利用する体育施設及び宿泊施設等については、必要に応じこまめに消毒を行うとともに、手洗いや手指消毒を徹底する。
- ⑫ 不特定の人との接触をさけるために、外出は必要最小限とする。

(3) 学校が臨時休業を実施する場合

臨時休業の期間は、部活動も中止する。ただし、大会への参加など特に活動を中止することが難しいものについては、参加する生徒や教職員が濃厚接触者や接触者でないことが確認された場合に、保健所と相談のうえ、教育委員会と協議して参加について決定する。長期休業中に児童生徒または教職員の感染が確認された場合についても、同様とする。

11 寮、寄宿舍、下宿における感染症対策

感染症対策は、県が設置する寮、寄宿舍については校長が行い、下宿については、校長が下宿の管理者に感染症対策を要請し、その様子を確認する。

(1) 寮、寄宿舍、下宿における対応

- ・ 前項までの感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅館協会が作成した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（令和2年5月14日公表、同21日一部改訂、12月24日一部改訂）」も参考に、施設の規模や入寮している児童生徒数などの実情を踏まえた対応を行う。

- ・ 毎日の対応として、管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。

(2) 共用スペース等における感染症対策

① 基本的な考え方

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際および自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。ただし、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 換気をこまめに行い、窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。

② 食堂

- ・ 食卓は座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように工夫する。その際、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
- ・ ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、料理を取る前のアルコールによる手指衛生の徹底、マスクの着用、料理のそばでの会話の禁止を徹底する。
- ・ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

③ 浴室

- ・ 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
- ・ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。

④ トイレ

- ・ 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。
- ・ 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

⑤ その他

- ・ その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行う。
- ・ 生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付ける。

(3) 発熱等の風邪症状が見られた場合の対応

- ・ 他の児童生徒との接触を避けるため、個室で過ごすようにする。
- ・ できるだけ早く保護者に迎えに来てもらうなどの対応をとり、医療機関における受診や自宅での静養ができるよう保護者と連携する。

(4) 県外生徒が帰省する場合及び再び寮に戻る場合は、「7 県外出身生徒が帰省・来県する際の対応」と同様に対応を行う。